

2 生活援助従事者研修修了後のキャリアパス

生活援助従事者研修を修了した後は、生活援助従事者として訪問介護事業所等で働くだけでなく、様々な活躍の場があります。

また、さらなるステップアップのため、上位資格の取得を目指すことも可能です。

■ 生活援助従事者としての活躍の場を見つける

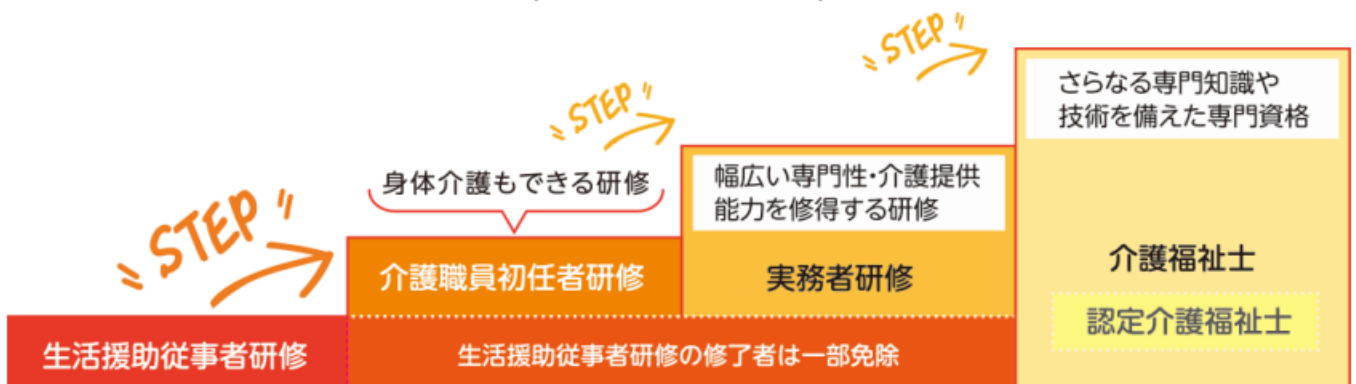
- ① 訪問介護事業所の訪問介護員(ホームヘルパー)として働く
生活援助中心型の訪問介護員(ホームヘルパー)として、利用者のご自宅に訪問し、掃除や洗濯、調理などの生活援助サービスを行います。
訪問介護事業所の登録ヘルパーとして、週1日数時間から働く等、ライフスタイルに合わせた活躍も可能です。
- ② 通所介護事業所や施設系サービス事業所の介護職員として働く
生活援助従事者は、訪問介護事業所以外の介護サービス事業所でも働くことができます。
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の担い手として働く
生活援助従事者は、基準緩和型訪問サービスなど、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の担い手としても働くことができます。
仕事内容は①と同様ですが、要支援1、要支援2までの比較的軽度の利用者を対象にサービスを提供します。
- ④ 障害福祉サービス事業所の職員として働く
障害福祉サービス事業所でも、障害を有する方の支援の担い手として活躍されている事例があります。
- ⑤ 就労継続支援B型の家事代行サービスのスタッフとして働く
障害を有する方が生活援助従事者研修を受講し、就労継続支援B型の家事代行サービスのスタッフとして活躍されている事例があります。
- ⑥ 地域の支え合い活動などに参加する
職業としてだけでなく、地域の支え合い活動などでも、生活援助従事者研修で学んだ知識を活かすことができます。

■ 上位の研修や資格の取得を目指す

- ・ 介護職員初任者研修や実務者研修など、より上位の研修を取得することで、仕事の幅が広がり、プロの介護職員として活躍することができます。
- ・ 生活援助従事者研修を修了すると、介護職員初任者研修や実務者研修等のカリキュラムの一部免除が認められています*。

* 都道府県や研修実施事業者によって異なります。

〈キャリアアップイメージ〉



※都道府県や市町村、研修実施事業者の皆様は、P.11「生活援助従事者研修の修了者を就業や上位資格の取得につなげるには」も併せてご確認ください。

3 生活援助従事者研修を周知するために

パンフレット、リーフレットの活用

本パンフレットは、都道府県や市町村だけでなく、研修実施事業者や修了者を雇用する介護事業所、介護事業所で勤務されている無資格の方、介護の資格に興味がある方、介護の仕事が未経験の一般の方など、様々な方に対して、生活援助従事者研修の内容や修了後の活躍イメージ、キャリアステップ等について知っていただくことを目的に作成しています。

また、本パンフレットよりも簡易な内容を記載したリーフレットも作成しておりますので※、特に介護の仕事が未経験の一般の方への周知ツールとしてご活用ください。

※URL(https://www.mri-ra.co.jp/pdf/r3_seikatsuenio_leaflet)

〈活用イメージ〉



周知場所・媒体、周知方法

ここでは、生活援助従事者研修を受講される方々に対して周知するための、周知場所や媒体、方法をご紹介します。本パンフレットやリーフレットの周知だけでなく、研修実施事業者の方が実施される生活援助従事者研修の日程や申し込み方法等の周知などの際にも幅広くご活用ください。あくまでも一例ですので、以下に記載されている場所以外への周知もぜひご検討ください。

〈周知の例〉

訴求対象	周知場所・媒体	周知方法の例
介護の経験がない方		
広く一般の方	自治体のWEBサイト、広報誌	<ul style="list-style-type: none"> 記事、お知らせ等の掲載
	研修実施事業者のWEBサイト、広報誌	
	自治会	<ul style="list-style-type: none"> 回覧版でのリーフレット、チラシ等の配布 イベントでのリーフレット、チラシ等の配布
	町内会	
	商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職、再雇用などに関連するイベント案内へのリーフレット、チラシ等の同梱
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> イベントでのリーフレット、チラシ等の配布
	自治体の窓口	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 リーフレット、チラシ等の配布・設置
	研修会場	
	ハローワーク*	
	公民館	
	集会所	
	図書館	
	医療機関	
	銀行	
	郵便局	
スーパーマーケット		
スポーツクラブ・ジム		
生涯学習センター		
子育て中の方	児童館	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 リーフレット、チラシ等の配布・設置
	子育て支援センター	
子育てがひと段落した方 定年退職した方	シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> 会員へのリーフレット、チラシ等の配布
	老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 活動や会合でのリーフレット、チラシ等の配布
	高齢者サロン、居場所	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 活動や会合でのリーフレット、チラシ等の配布
障害を有する方	就労移行・継続支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 リーフレット、チラシ等の配布・設置
	障害者就業・生活支援センター	
学生の方	学校、教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 リーフレット、チラシ等の配布・設置
既に介護に関わりをお持ちの方		
入門的研修の修了者	研修実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> 研修修了時にリーフレット、チラシ等を配布
介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)の担い手を養成する研修の 修了者	研修実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> 研修修了時にリーフレット、チラシ等を配布
	総合事業の事業所(基準緩和型訪問サービスなど)	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 職員へのリーフレット、チラシ等の配布
資格をお持ちでない介護サービス事業所や障害サービス事業所の職員の方	介護サービス事業所 障害サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示 職員へのリーフレット、チラシ等の配布
介護職への復職を目指されている方		

* 公共職業訓練や求職者支援訓練として実施されており、雇用保険の受給や求職者支援制度の生活支援の給付金(職業訓練受講給付金)の支給を受けながら受講できる場合があります。

4 生活援助従事者研修を実施するには

生活援助従事者研修を実施するには、都道府県又は都道府県知事の指定を受ける必要があります。ここでは、生活援助従事者研修を実施するまでのおおよその流れの例を掲載しています。都道府県によって手続きが異なる場合がありますので、詳しくは各都道府県のホームページ等に掲載されている指定要綱等をご確認のうえ、担当部局までお問い合わせください。

〈事業者指定の申請の流れ(例)〉

※新規に事業者指定を受けて研修を実施する場合の例です。※都道府県によって詳細は異なる可能性があります。詳しくは指定を受ける都道府県にお問い合わせください。

Step 0 事前相談等

都道府県によっては、指定申請書類を提出する前に、事前説明会や事前ヒアリング等が行われる場合があります。詳しくは、各都道府県の担当部局にお問い合わせください。

Step 1 指定申請

受講者募集開始の一定期間前*1までに、事業者指定および研修事業指定を受ける必要があります*2。指定申請に必要な書類を作成し、各都道府県の担当部局に提出してください。

*1 都道府県により時期が異なる場合がありますので、詳しくは各都道府県の担当部局にお問い合わせください。

*2 既に介護職員初任者研修の事業者として指定を受けている場合も、生活援助従事者研修の事業者として指定を受ける必要があります。ただし、介護職員初任者研修の事業者指定の手続き時に提出した書類に関する変更の届出を行うことで、生活援助従事者研修の事業者として指定を受けられる場合もありますので、各都道府県の担当部局にご確認ください。

Step 2 受講者の募集

都道府県から指定を受けたら、受講者の募集を開始します。
受講者を確保するための取組・工夫を次頁で紹介していますので、参考にしてください。

Step 3 生活援助従事者研修の実施

指定を受けた研修の内容に基づき、生活援助従事者研修を実施します*。

* 指定を受けた研修の内容を変更する場合や、指定を受けた研修を休講する場合には、別途届出が必要になります。

Step 4 実績報告

研修終了後や毎事業年度終了後の一定期間以内に、実績報告書を提出する必要があります。都道府県により提出時期が異なる場合がありますので、詳しくは各都道府県の担当部局にお問い合わせください。

5 受講者確保の取組／就業率向上の取組

受講者を確保するには

生活援助従事者研修の受講者を確保するために行われている取組の一例をご紹介します。貴自治体や貴事業者の状況も踏まえて、参考にしてください。

1. 受講料の助成

一部の都道府県や区市町村では、生活援助従事者研修を無料で開催している場合や、受講者や受講者が従事する事業者に対して受講料助成を実施している場合があります。

都道府県のみならず、地域医療介護総合確保基金の活用も可能ですので、ぜひご検討ください。

事例① 介護事業者に対する受講料や代替職員配置に係る費用の補助事業

● 取組内容

地域医療介護総合確保基金を活用し、従業者が研修を受講するために必要な受講料や、従業者が研修を受講している期間の代替職員の配置にかかる費用を、雇用主である介護事業者等が負担した場合に、その費用を補助している。

〈生活援助従事者研修の場合〉

- ・ 受講料負担への補助：介護事業者等が負担した費用の3分の1(上限12,000円)
- ・ 代替職員配置への補助：介護事業者等が負担した費用(上限30,000円)

事例② 地域住民が生活援助従事者研修を受講する場合、受講料を市町村が負担

● 取組内容

生活援助従事者研修を実施している研修実施事業者が所在する市町村及び隣接する市町村の住民が生活援助従事者研修を受講する場合、市町村が受講料(テキスト代含む)を全額負担している。

また、当該市町村の住民以外が生活援助従事者研修を受講する場合も、介護職に新たに従事する修了者又は既に従事している修了者は、県の社会福祉協議会から受講料の半額(上限25,000円)の補助が受けられる。

2. 周知活動

生活援助従事者研修の受講者を確保するためには、幅広い方々に生活援助従事者研修の内容や実施日程等を周知し、認知度を向上することが重要です。周知場所や周知媒体については、P.9を参考にしてください。

修了者を就業や上位資格の取得につなげるには

生活援助従事者研修は、介護人材の裾野を広げることがその目的の一つであり、修了者が介護事業所へ就業することや、上位資格の取得を目指すようになることが理想的です。これまでの生活援助従事者研修の修了者にも、受講当初は介護の仕事に就く意思はなくても、受講後に介護職として活躍されたり、上位資格を取得されている方もいます。

修了者を就業や上位資格の取得につなげるための取組事例をご紹介しますので、ぜひ参考にしてください。

事例① 生活援助従事者研修の受講者を対象とした就職ガイダンス(就職相談会)の開催

● 取組内容

研修最終日に、近隣の介護サービス事業者を招き、修了者に事業者とのマッチングの機会を提供している。

事例② 就業していない修了者に対するフォローアップ研修の開催

● 取組内容

就業していない修了者を対象に、年に1回フォローアップ研修を開催し、半日間で、介護現場での仕事に役立つ実践的な研修と、就職相談会を実施している。

6 生活援助従事者研修等に関わる方々の声

修了者の声



60代女性

**研修では人と関わっていくうえで大切なことを学びました。
修了後は訪問介護員になり、やりがいを感じて働いています。**

主婦(受講当時)

行きつけの喫茶店でチラシを見つけて受講しました。研修では、介護のことだけでなく、人と関わっていくうえで大切なものを学べたと思います。研修修了後は、生活援助従事者として訪問介護事業所で週2回働いています。利用者様に喜ばれると嬉しく、やりがいを感じています。もっと介護の勉強をしたいと思い、介護職員初任者研修も受講し、無事修了しました。

**上司からの勧めで受講しました。
受講して、よりいっそう介護のお仕事への理解が深まりました。**

サービス付き高齢者向け住宅のパート職員(受講当時)

サービス付き高齢者向け住宅で週4日パートをしていた時に、上司に勧められて受講しました。研修を受講したことで、利用者様の気持ちを第一に考えることができるようになりました。職場のスタッフに感謝されたときや、入居者様に喜ばれたときに、やりがいを感じています。これからも仕事を続けていきたいです。



60代女性

**修了後はケアマネジャーとのコミュニケーションがしやすくなりました。
今はステップアップを目指して上位資格を受講しています。**

介護事業者の事務職員(受講当時)

介護事業者で事務職員として働いている時に、上司から勧められて受講しました。研修を通じて、介護の知識が身についたことで、ケアマネジャーとコミュニケーションしやすくなったと感じています。修了後は、カリキュラムの一部免除を利用しながら、介護職員初任者研修を受講しています。通常よりも短い時間数で受講できているので良かったです。



40代女性

**受講して、利用者様への理解が深まりました。
さらなるキャリアアップを目指して上位資格にチャレンジしています。**

介護施設で夜間見回り業務担当として勤務(受講当時)

受講前は介護の資格は持っていませんでしたが、職場の先輩から紹介されて受講しました。修了後は、利用者様への理解が深まったことで、会話も弾むようになり、さらなるキャリアアップを目指して介護職員初任者研修を受講、修了しました。いまでは身体介護の仕事も担当しています。将来は介護福祉士を目指しているので、今後は実務者研修を受講する予定です。



20代男性

修了者が働く介護事業者等の声

**利用者の多様なニーズに応えるためには、生活援助従事者が必要です。
身体介護のできる職員の負担軽減にもつながっています。**

訪問介護、通所介護事業などを運営するNPO法人(自法人で生活援助従事者研修を実施)

生活援助従事者研修修了者にぜひ働いていただきたいと思っています。非常勤の登録ヘルパーが多くいることで、様々な時間帯にサービスを提供することができ、利用者の多様なニーズに対応することができます。また、生活援助従事者に生活援助サービスを担っていただくことで、身体介護の出来るヘルパーの負担を軽減することができます。

**スタッフが利用者と円滑にコミュニケーションを取れるようになりました。
生活援助従事者研修があっよかったです。**

就労継続支援事業を行っている株式会社(自法人で生活援助従事者研修を実施)

当社で実施している就労継続支援B型の家事代行サービスのスタッフが生活援助従事者研修を修了したことで、利用者と円滑にコミュニケーションを行うことができるようになるなど、様々な効果を得られました。就労継続支援B型事業所としては、生活援助従事者研修のメリットは非常に大きく、この資格があっよかったと感じています。

研修を実施する研修実施事業者等の声

**県内の介護人材の確保を目的に生活援助従事者研修を実施しています。
受講者からは介護の仕事に一層興味を持ったという意見も寄せられました。**

生活援助従事者研修を実施している公益財団法人

県内の介護事業所から人材不足に悩まされていると聞き、令和元年度から生活援助従事者研修を実施しています。受講者からは、介護職員が様々なことを意識して仕事をしていることがわかった、介護の仕事に一層興味を持った、といった肯定的な意見が寄せられています。

**生活援助従事者研修を実施することで、介護職員初任者研修のカリキュラムを免除し、
短時間で研修を行うことができます。**

福祉系の学科の生徒に対して生活援助従事者研修を実施している高等学校

早い段階から福祉に興味を持ってもらい、介護職への就職を視野に入れてもらうために、生活援助従事者研修を実施しています。高校2年生の時に生活援助従事者研修を実施することで、高校3年生の時に実施する介護職員初任者研修ではカリキュラムを一部免除し、短時間で行うことができます。

令和2年度に生活援助従事者研修を受講した生徒の半数が介護福祉分野に進学・就職しました。

都道府県からのお知らせ/参考情報

▼以下の空欄は、各都道府県において、各都道府県や研修実施事業者のホームページや連絡先などを記載する等、適宜工夫してご活用ください。

宮城県介護員養成研修指定事業者一覧(生活援助従事者研修)

宮城県内における生活援助従事者研修の指定事業者は以下のとおりです。
受講資格・受講制限・開催日程等の詳細については、各事業者に直接お問い合わせください。
(令和4年9月現在、受講できる研修は③となっております。)

指定事業者の詳細情報については、県長寿社会政策課のHPの研修一覧に掲載しておりますので、ご確認ください。

URL:<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/kaigoinyousei.html>

事業者名	指定研修事業所名称	主な研修会場	研修方法	ホームページ 電話番号
①学校法人聖和学園	聖和学園短期大学	仙台市泉区	通学	http://www.seiwa.ac.jp/ 022-376-3151
②公益社団法人角田市シルバー人材センター	公益社団法人角田市シルバー人材センター	角田市	通信	http://www.kakuda-silver.or.jp 0224-63-5112
③株式会社中川	東北福祉カレッジ	仙台市青葉区・宮城野区・太白区・名取市	通信	http://tohoku-fukushi.com 022-256-1931

